

8月1日から区民センターが より使いやすくなります

※実施期間 8月1日～来年3月31日

●利用終了時間を午後9時から午後10時に1時間延長
(全区の区民センターで実施)

午後10時まで使用する場合は、事前の申し込みが必要で、割増料金が掛かります。

●物品などの販売が可能に
(全区の区民センターで実施)

町内会などの住民組織、ボランティア団体、NPO(民間非営利団体)などが行う、営利を目的としない催しの場合に、物品などの販売ができるようになります。

●申し込み方法の拡大

(清田区民センター、厚別南地区センター、すみかわ地区センターの3館で実施)

これまで各センター窓口へ直接行く必要があった申し込みが、インターネットや、市コールセンターへの電話・ファクスでもできるようになります。各センターごとの詳細は該当区(厚別、清田、南区)の区民のページ(全市版お知らせの後ろ)をご覧ください。

【詳細】 振興課 ☎211-2253、
区役所(12階)の地域振興課

市政ホット ニュース hot news!



区民センターで物品を販売



道路でオープンカフェを開設



公園でイベントを開催



学校の空き教室を活用

hot news

区民センターや学校など公共施設の 「規制改革」に取り組みます

●区民センターの開館時間延長や 学校の空き教室の利用促進

市では、街に元気にぎわいを創出しようと、市内に副市長を責任者としたプロジェクトを立ち上げ、「コミュニティ施設」「学校」「公園」「道路・公共通路」の四つの分野で、規制の緩和について検討を重ねてきました。そこで、できる部分からモデル事業を実施していくこととしました。

今回の一連の取り組みは、区民センターや公園など身近な公共の場所の利用範囲を拡大することで、市民の主体的な活動をより後押ししていくもの。今後、利用上の問題点などを検証した上で、本格実施に移行する予定です。

■コミュニティ施設

上記参照

■学校

学校施設を地域住民の自主的な活動場所として開放します。南区の南小学校では子育てサークルが空き教室を有効活用するほか、東区の苗穂小学校では苗穂少年少女発明ク

ラブが学校記念館を活動場所とします。

■公園

真駒内中央公園など六公園で、園内の清掃や花壇の整備などを地域住民が主体的に担う公園ボランティア制度を導入。試行的に行っていた障がい者団体への清掃業務の委託も本格化します。

また、地域にある街区公園での広告規制を緩和し、企業との共催イベントの開催を促進します。

■道路・公共通路

都心部、澄川駅交通広場、JR手稲駅自由通路の三カ所をモデル地区に指定。路上販売やパフォーマンス、オープンカフェ、作品展示の四項目を対象に、利用申請のあったものから道路使用規制の緩和を具体的に検討。その上で、北海道警察と協議のついたものから利用を許可します。

【詳細】 都市経営課 ☎(211) 2117